

平成23年第8回(9月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成23年9月22日(木曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年9月22日 午前9時00分開会

- 日程第 1 議案第43号 川南町税条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第44号 川南町暴力団排除条例を定めるについて
- 日程第 3 議案第45号 川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第46号 町道路線の廃止について
- 日程第 5 議案第47号 町道路線の認定について
- 日程第 6 議案第48号 平成23年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第49号 平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第50号 平成23年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第51号 平成23年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第52号 平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第53号 平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第54号 公平委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第55号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第56号 公平委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第57号 固定資産評価委員の選任について
- 日程第16 議案第58号 固定資産評価委員会委員の選任について
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 認定第 1号 平成22年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 2号 平成22年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 3号 平成22年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 請願第 2号 川南町防災マップ改正に関する請願書
- 日程第22 発議第 5号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書について
- 日程第23 議員派遣の件について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸橋 司 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

午前9時00分再開

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室に移動をお願いします。

午前9時01分休憩

午前10時40分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長(吉田 一二六君) 台風15号に関連します災害の状況を報告させていただきます。9月20日の台風でございますが、川南町の細地区で土砂災害が発生をしております。道路寸断によりまして、2世帯3人が孤立状態になっております。それから、その土砂災害の下の地区のほうですね、7世帯で断水状況が続いたということでございます。復旧状況につきましてはですね、昨日から土砂を除去しまして、今日中にはですね、復旧ができるという状態になっております。それから、水道のほうもですね、午前中には復旧するのではないかとこのように思っております。それから、農業の災害でございますが、主にかぼちゃ、キャベツ、きゅうり、大根等がですね、被害を受けておまして、被害額がですね、総体で608万円ということで報告を受けております。以上でございます。

○議長(山下 壽君)

日程第 1 議案第43号「川南町税条例の一部改正について」を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託しておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第43号「川南町税条例の一部改正について」、総務常任委員会に付託されておりましたので、審査結果並びに結果を御報告いたします。本条例改正は、改正の主なもの、1つに、町に申請のあった社会福祉法人に対する寄付金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる。2つ目に、地方税における租税罰則については、個人住民税に係る不申告等の過料の上限を、30,000円以下から100,000円以下に引き上げる。3つ目に、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例については、免税対象の適用期限を平成27年度まで延長する。の3点でございます。1の寄付金税額控除でございますが、例えば10,000円寄付した場合には、控除額が、改正前5,000円から改正後は8,000円になります。本議案は、地方税法等の一部改正に伴う川南町税条例の改正であり、全員一致で可決であります。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第43号「川南町税条例の一部改正について」

討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。これで討論を終わります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号「川南町税条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第44号「川南町暴力団排除条例を定めるについて」を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第44号「川南町暴力団排除条例を定めるについて」は、全員一致で可決であります。宮崎県暴力団排除条例が平成23年8月1日から施行されたことに伴い、県下一斉に制定するものであり、目的は第1条にうたっております。本条例は「3 ない」すなわち、「恐れない」、「提供しない」及び「利用しない」が基本であります。第1条(目的)の中に「町及び町民等の責務」という言葉がありますが、本条例が町民一体となった暴力団排除の盛り上がりを期待するものであるとするなら、町民に対して何らかのアクションがなければこの条例も有名無実になる恐れがありますし、町民が不利益を被る場合も起こり得るかもしれません。運用には細心の注意を払うよう希望します。ちなみに県下に該当暴力団は13～14団体、組織人員320～330名と予想されているようです。幸い児湯郡には該当者は居ないということでございました。以上、報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第44号「川南町暴力団排除条例を定めるについて」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号「川南町暴力団排除条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第45号「川南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第45号「川南町特別職の職員で常勤のものとの給与

及び旅費に関する条例の一部改正については、山有訴訟問題及びそれに伴う和解勧告受入に係る、町長及び副町長が素早く自らを律してけじめをつけるための改正であります。本条例一部改正案については、多くの意見があるところであります。総務常任委員会においても議論百出いたしました。結論として自らを律する今の覚悟を町政運営に、あるいは政策実現に反映させ、より多くの財産を町民にお返しすることが責任の取り方ではないかとの結論に達し、採決の結果、賛成少数で否決であります。以上、報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。本議案に対しては・・・、暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。本議案に対しては、川上 昇君ほか1人から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されております。したがって、これを本議案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○議員(川上 昇君) 議案第45号については、去る9月8日に行われました本会議において、議案が上程、町長からその提案理由が説明されました。それによりますと、平成21年12月23日に、株式会社山有から提訴されていた、平成21年(ワ)第1418号損害賠償等請求事件について、平成23年3月31日付で、宮崎地方裁判所から和解の勧告が提案され、平成23年7月の臨時議会で議決をいただいた。この損害賠償等請求事件については、裁判所からの和解勧告に基づき、和解することとなったが、提訴される事態を生じさせてしまったことについて、改めて町議会並びに町民の皆様には深くお詫びを申し上げる次第である。この議案は、町政を預かる者として、このことを重く受け止め、町長の給料月額を平成23年10月1日から平成23年10月31日まで10%、副町長の給料月額を平成23年10月1日から平成23年10月31日まで8%を、それぞれ1月分減額するものである。との内容でありました。

ただ今、提出いたしました修正案につきましては、林 光政議員の御賛同を得て提案したものでありますが、修正案の趣旨を申し上げ、議員各位の御賛同を得たいと存じます。町長からの提案理由にもありますように、提訴される事態を生じさせたことは、確かに重く受け止めなければなりませんし、給料減額もやむを得ないと判断するものであります。また、町民の皆様には十分な説明がなされるのか、懸念されることも否めません。今後の円滑な行政執行を第一義とすることは言うまでもありませんが、和解の条件を鑑みるに、1カ月分の減額では町民の皆様からの納得は得られません。関わった町職員はもとより、全体の奉仕者たる職員に対する注意喚起の意味も考慮し、3カ月分の減額支給が妥当であると存じまして、修正案を提出した次第であります。よろしく御審議の上、各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、提案の趣旨説明といたします。

○議長(山下 壽君) これから、委員長報告及び修正案提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第45号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

○議員(竹本 修君) 議案第45号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」反対する立場から討論します。町長の提案理由の説明では、このたびの損害賠償等請求事件について、和解すること、提訴される事態を生じさせてしまったことに対し、町政を預かる者として、一応のけじめをする内容であります。平成21年12月23日に提訴され、平成23年3月31日に和解の勧告が提案され、今日の和解状況になっております。つまり、町長が就任されたのは、平成23年4月27日であり、提案時の主な和解内容については、一言も発言されていないと思われま。堆肥センター設置は、家畜排せつ物の(管理の)適正化及び利用の促進に関する法律の施行を迎える中で、町内で家畜の発する悪臭問題に関係者一同、視察研修を重ね、平成14年12月に堆肥センターは操業開始されたのであります。もちろん議会も同意し、建設に関わる立ち会い等もなされており、また、今回の和解提案についても、特別委員会において、委員の発言で議会の責任もあるのではとの意見があったことも皆さん承知するところであります。なお、これまで担当してきた職員が責任を感じていることも伺っております。このような状況で、現在町長に望むことは、自己責任ではなく、川南町の復興だと思えます。口蹄疫からの畜産の再建は、ようやく50%を超えたところであり、和解後の利用組合の畜産関係者においては、1日でも早い再建が必要であります。跡地利用の方向性を決めるのが最大の仕事だと思えますが、いかがでしょうか。和解案では、11月中に町に整理される計画であります。これから来年に向けての当初予算の作成時期になり、また、地元関係者も現状説明を強く望んでおられます。これらに対処することが町長に今一番求められていると思われま。跡地利用を最大限に生かすことが、町民に対しての責任、また、町税を使っての和解案の町民への説明ではないでしょうか。以上を申し上げ、この議案に対して反対討論とします。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議員(林 光政君) 私は、川上 昇君から提出されました修正案に賛成の立場で討論いたします。このたびの損害賠償請求事件につきましては、結果的に裁判所からの和解勧告に基づいて和解することになりましたが、提出した川上 昇君からの修正案の趣旨説明にもありましたように、提訴される事態を生じさせたことは、確かに重く受け止めなければなりません。いや、町全体で真摯に受け止めるべきものであります。もちろん、町長におかれましても、十分そのことは認識されていて、今回の原案の提案になったものと解釈するところでございます。減額の開始時期に

つきましては、異論はございませんが、期間が1カ月というのは、対象となった和解条件に対して、一般社会の減額の実情からすると、あまりにも短いというほかありません。今後の町行政を担う特別職としては、1つ、町民に理解してもらえる減額期間であること、1つ、このたび問題となった原案に関わってきた職員に対して戒めの意を込めるものであること、1つ、今後は町職員が一丸となって業務に精励することを伺うもの、以上の3点を充足するためには、3カ月の減額支給が適当であると考えられるものであります。よって、私は、川上 昇君から提出された修正案に賛成するものであります。議員各位の御理解と御賛同をよろしくお願いを申し上げ、終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第45号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、原案及び修正案に反対の討論を行いません。本議案は、町長、副町長の給与について、平成23年10月分につき、町長10%、副町長8%をそれぞれ減額するものです。本案に反対する理由の第1点は、山有の損害金請求訴訟に係る町政の責任を示すという点です。山有の堆肥センターに係る損害金請求訴訟と和解決着は、川南町政の威信を大きく傷つけた事件です。その威信の回復は、今後の町政のあり方にかかっており、常勤特別職の給与の一部減額で済む問題ではありません。山有の堆肥センター訴訟問題について、本町は7月の臨時町議会に、裁判所の和解案に基づく和解議案と予算案を提出、採決されました。裁判を通じ、真偽を正すべきとの意見や、和解案の問題点も指摘される中で、買収施設の活用をより良い選択としたのです。その実行と成果が問われており、給与条例に連動する問題ではありません。その評価は将来に委ねており、一カ月減給ではなく、将来の責任を担っていると思います。第2点は、山有の損害金請求訴訟という不当な行為に対し、町の毅然とした態度についてです。2億4,000万円の損害を与えたとする山有の訴訟原因に対し、一応全面的な否認をしました。もし非があるとしても、89万円とし、和解協議のもとでも、5,000万円以上の施設買い取りを拒否してきました。この過程で、山有の訴訟なるものが、企業誘致した相手自治体に対する敵対的な行為であり、これに毅然と立ち向かう行政と町職員の態度が問われていたのです。町当局の指導と職員の対応に重大な瑕疵があったのでしょうか。今後厳しく検証されるべき問題です。今回の常勤特別職給与の減給提案は、町の厳正な対応ではなく、逆に不当行為を繰り返した山有に、「川南町に誤りあり」との口実を与えるだけです。第3点は、議案質疑の中で同僚議員も指摘されているように、日高新町政が負うべきものではないという点です。山有の誘致は平成13年河野元町長のもとで用地取得、地元同意から始まりました。当初から事業所系産廃処理も視野に入れた進出計画を議会で撤回させています。また、畜糞の利用促進の補助を内野宮前町政に引き継ぎ、堆肥センターの操業安定を図ってきました。しかし、山有の鶏糞制限や利用の縮小のもとで、川南町は諸協定の変更を求めますが、話し合いは実現しないまま訴訟事件となり、今日に至ったのです。YM菌の過信やセンター方式の誤りが問われており、新しく受け継いだ新町政に、形式的な責任を負わせる問題ではないと思います。町長は、私の質疑に「次に進むた

めの意志の表明」とか、また同僚議員に対し「その時の責任者としての決意」だと述べておられます。そうした意志や決意は見せかけの給与の減給ではなく、町民の納得できる政策によって示して欲しいと思います。以上申し上げ、反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号について、採決します。まず、川上 昇君ほか1人から提出された議案第45号の修正案について、採決します。この採決は、起立によって行います。修正案に賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、川上 昇君ほか1人から提出された修正案は、可決されました。

日程第 4 議案第46号「町道路線の廃止について」

日程第 5 議案第47号「町道路線の認定について」

以上、2議案を一括議題とします。本2議案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 議案第46号、47号、2議案について、その審査の経過と結果について報告します。同2議案について、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり認め、可決であります。なお、審査の過程において、次のような意見、要望がありました。議案第46号については、地域周辺住民、利用者等に対し、町道路線廃止の周知を図るべく、丁寧な説明を求める要望がありました。議案第47号については、今後、利用度、必要性等精査し、町道認定基準を見直し、上程すべきとの意見がありました。以上をもって報告終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第46号「町道路線の廃止について」について、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号「町道路線の廃止について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号「町道路線の認定について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号「町道路線の認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第48号 「平成23年度川南町一般会計補正予算(第3号)」

日程第 7 議案第49号 「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 8 議案第50号 「平成23年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第 9 議案第51号 「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」

日程第10 議案第52号 「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」

日程第11 議案第53号 「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

以上、6議案を一括議題とします。本6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第48号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第3号)」のうち、総務常任委員会に付託されました件につきまして、御報告いたします。議案第45号の委員会の否決に伴い、別紙のごとく修正した上で、他項目については全員一致で可決であります。歳入の大きなものは地方交付税1億5,683万7,000円、これは、歳入の44%であります。基金よりの繰入金は、1,759万4,000円となっております。歳出につきましては、9款1項1目19節、負担金補助、川南町の負担分は554万1,000円でございますが、これは全国で176億600万円になるそうであります。同じく第3目災害対策費109万3,000円は、標高及び避難誘導の看板設置費用であります。今回は、通浜地区はもちろんのこと、運動公園北側駐車場、黒鯛公民館など、23カ所に設置予定であります。入札の結果、予算が余れば、数を増やすことも考えられます。今後作成されることが期待される防災マップ、ハザードマップ等との整合性を考慮し、無駄な出費にならないような配慮が必要になります。今回、プレミアム付き商品券発行事業が予定されておりますが、販売に当たっては、町民が平等に恩恵を受けるような工夫が必要ではないかとの意見がありました、以上報告を終わります

○議長(山下 壽君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 文教厚生常任委員会に付託されました案件について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。本委員会に付託されました案件は、議案第48号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第3号)」、議案第49号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」、議案第51号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」、議案第52号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、議案第53号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)」の5議案です。9月13日において、関係課の職員の出席を求め、現地調査を実施、提案理由、補足説明を受け、質疑を行い慎重に審査を行いました。5議案ともに全員賛成で可決すべきものと決定しました。特に、議案第48号について、「平成23年度川南町一般会計補正予算」ですが、文教厚生常任委員会の関係のものの中で、運動公園テニスコート改修工事120万円、白線が古くなって競技中につまずき、危険であることから、4面のコート全ての改修です。塩付教職員住宅解体工事125万円は、昭和46年に建設され、平成17年から利用されていないもので、安全面から解体するものです。この2件について現地調査を行いました。議案第49号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」、歳入歳出それぞれ1億9,360万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億6,500万円とするものです。国保基金積立金は5,830万4,000円です。補正後の基金は1億7,910万5,000円です。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第51号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」については、歳入歳出それぞれ34万7,000円を追加し、予算の総額を479万円とするものです。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第52号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、歳入歳出それぞれ4,461万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億5,625万円とするものです。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案53号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、歳入歳出それぞれ1,810万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,504万7,000円とするものです。原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上報告をいたします。

○議長(山下 壽君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第48号、第50号、2議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。同2議案について採決の結果、全員一致をもって原案のとおり認め、可決であります。事業内容の詳細については、提案理由、補足説明等によって丁寧に説明がありますので省略します。なお、審査の過程において、次のような意見、要望がありましたことを報告いたします。議案第48号中、農林水産業費、畜産担い手育成総合整備事業については、県が主体になっており、事業内容の不透明な部分があり、牧野組合と利用者に対し、詳細に説明すべきとの要望や、費用対効果、防疫等問題視する意見がありました。議案第50号、下水道事業については、加入率58.9%となっており、さらなる加入率アップを要望したところであります。以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で委員長報告を終わります。暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。議案第48号に対しては、川上 昇君ほか1人から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されております。したがって、これを本議案と併せて

議題とし、提出者の説明を求めます。

○議員(川上 昇君) 本件は、議案第45号「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する修正案に関わるもので、2款1項の一般管理費について、別紙のとおり、特別職給料と特別職期末手当の額をそれぞれ減額し、財政調整基金に積み立てるものです。以上で提案の趣旨説明といたします。各議員の御理解と御賛同をよろしく申し上げます。

○議長(山下 壽君) これから、委員長報告及び修正案提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第48号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第3号)」討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。次に、原案および修正案に反対者の発言を許します。討論なしと認めます。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議員(林 光政君) 私は、先ほど、川上 昇君から提出されました修正案に賛成の立場で討論いたします。内容につきましては、議案第45号の修正案に関わる予算を修正するものでございます。どうか、議員各位の御理解と御賛同をよろしくお願いを申し上げます。終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号について、採決します。まず、川上 昇君ほか1人から提出された修正案について、採決します。この採決は、起立によって行います。この修正案に賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、川上 昇君ほか1人から提出されました修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第49号「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論なしと認めます。次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案49号について、「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、賛成の立場から討論をいたします。議案49号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,360万4,000円を追加し、総額を26億6,500万円とするものです。国保基金積立金5,830万4,000円が積み立てられます。この提案に対して賛成ですが、要望をいたします。第1点は、国は口蹄疫被害における国保税の減免制度をつくりましたが、川南町の場合、この減免制度を利用すると、減免額は約6,700万円に対して、国から

の交付金は約1,100万円しかこないの、町の持ち出しが5,600万円となり、到底川南町としては使えない制度であると判断したと聞いております。これは本来国が責任を持つものとして、厳しく要求して欲しいと思います。2点目は、国保税減免を国がしないのであれば、義援金で復興対策基金積立金の1億2,000万円の中から使って欲しいとの声がありますので、検討をしてもらいたいと思います。義援金や補償金をもらったのだから国保税は払うべきだと言う人もいますが、口蹄疫の被害に遭われた方の声を紹介します。「去年は口蹄疫で豚の殺処分の補償金が4,000万円ほど入り、所得となりました。この所得は、まん延防止のため、どうしようもないお金です。普通の所得ではありません。特別な計算で多少でも減額になりませんか。現在再生・復興へ向け前進していますが、今年度は所得がありません。過去の健康保険税は22年度63万円、21年度40万3,000円、今年度は娘夫婦と子供4人、夫婦2人、同居で高齢の母親の9人家族で92万2,000円です。」こういった声が寄せられています。検討をしていただきますよう要望して、賛成討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号について、採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、「平成23年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号「平成23年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号「平成23年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号「平成23年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について討論を行い

ます。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号「平成23年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第54号「公平委員会委員の選任について」を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【米山 知子】君及び【税田 榮】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【米山 知子】君及び【税田 榮】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数12票、そのうち賛成12票、以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議案第54号「公平委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

日程第13 議案第55号「公平委員会委員の選任について」を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票でお願いします。議場の出入りを閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【徳弘 美津子】君及び【竹本 修】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票をお願いします。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【徳弘 美津子】君及び【竹本 修】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数12票、そのうち賛成12票、以上のおり全員賛成であります。したがって、議案第55号「公平委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

日程第14 議案第56号「公平委員会委員の選任について」を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入りを閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【中津 克司】君及び【河野 幸夫】君を指名します。

投票用紙をお配りします。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票をお願いします。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【中津 克司】君及び【河野 幸夫】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数12票、そのうち賛成12票、以上のおり全員が賛成であります。したがって、議案第54号「公平委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

しばらく休憩します。午後の会議は1時からといたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

先ほど、午前中、議案第56号の最後の同意決定の口述の際に、議案第54号と申し上げましたが、議案第56号でございます。お詫びして訂正申し上げます。

日程第15 議案第57号「固定資産評価員の選任について」を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入りを閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【濱本 義則】君及び【川上 昇】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票をお願いします。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【濱本 義則】君及び【川上 昇】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数12票、そのうち賛成11票、反対1票、以上のとおり、賛成多数であります。したがって、議案第57号「固定資産評価員の選任について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

日程第16 議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入りを閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【林 光政】君及び【川越 忠明】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。投票用紙の配布漏れ

はありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【林 光政】君及び【川越 忠明】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数12票、そのうち賛成11票、反対1票、以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、議案第58号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

日程第17 諮問第1号 「人権擁護委員の推薦について」
を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【内藤 逸子】君及び【児玉 助壽】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【内藤 逸子】君及び【児玉 助壽】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数12票、そのうち賛成10票、反対2票、以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

日程第18 認定第1号 「平成22年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」

日程第19 認定第2号 「平成22年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

日程第20 認定第3号 「平成22年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上、3案件を一括議題とします。本3案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等・水道会計決算審査特別委員会に、それぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長(竹本 修君) 一般会計決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号「平成22年度川南町一般会計歳入歳出決算認定」について、9月14日・15日に特別委員及び代表監査の出席のもと、特別委員会を開催いたしました。所管業務ごとに

担当職員の出席を求め、説明を聞き、質疑を行い、慎重に審査いたしました。採決の結果、全員賛成で認定することに決定をいたしました。認定審査会における特別委員の意見として、所管ごとに担当職員の説明でありましたが、もっと少人数の説明でできるのではないかと、また、説明不足等については審査会も臨機応変に対応し、審査するべきだとの意見もありました。審査内容として、平成22年度一般会計決算歳入78億8,394万781円、前年度比の110.9%、歳出76億5,561万7,180円、前年度比の109.3%でありましたが、特に歳出において多額の不用額が見られたのは、口蹄疫等による事業の遅延、イベント等の実施に影響されたと思われるが、中には詳細の積み上げが計画時にもっと必要ではとの指摘もありました。また、現在、文化ホール・図書館等の維持管理が問われていますが、歳出における各施設の修繕費、委託料、工事費等に関わる管理費が多く見られ、年々このことは増大することと思われ、なお一層の管理努力が望まれます。町民の福祉事業として、地域バス再編支援事業が実施されていますが、来年の運行改善の計画に合わせて、利用率を高められるようにとの意見がありました。同様に老人温泉保養事業が実施されていますが、利用率が低いこと、建物管理運営が困難になっており、根本的に考えることの必要性の意見が多くありました。事業全体では、平成22年度町政運営方針に「生まれて育ったことに誇りの持てるまち川南」の実現に努める目標に、1、誰もが住みたくなる郷土の創造事業に12事業、2、自然を生かした活力ある地域産業の展開事業に42事業、3、健康で思いやりのある社会づくりの推進事業に39事業、4、個性豊かな人づくりと文化の高揚に34事業、5、計画の実現に向けての事業に3事業と実施計画書に基づいた事業実施内容でありました。一般財政の推移状況の経常収支比率では、昨年よりも3.5%下がり、86.6%に、公債比率も1.8%下がり、11.4%になり、財政状況としては良い方向であります。地方債現在高においても、毎年減少し、67億4,784万円になり、さらに基金については、22年度において、川南町復興対策基金が創設されるなど、17基金で7億1,300万の増額で、総額35億9,898万円であります。一方町税の収納率は、89.2%と毎年低下していると同時に、不納欠損も多くなる傾向が見られるので、さらに収納事務の工夫を求めるものでございます。今後においては、昨年からの口蹄疫における町としての復興が遅れていることを考慮すると、今以上に緊迫財政になることが予想されますので、なお一層の財政改善に努められるよう期待し、一般会計決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長(山下 壽君) 次に、特別会計等・水道会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計等・水道会計決算審査特別委員長(濱本 義則君) 特別会計等・水道会計決算審査特別委員会に付託されました、認定第2号及び認定第3号についての審査結果と経過を御報告いたします。

まず、認定第2号でございますけれども、平成22年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定の件でございまして、特別会計といたしまして、国民健康保険事業、老人保健事業、漁業集落排水事業、営農飲雑用水事業、下水道事業、介護認定審査会特別会計、介護保険特別会計

及び後期高齢者医療特別会計の8つの特別会計でございます。関係所管の出席を求め、説明を受け、質疑を行った上で慎重に審査いたしました。結論から申しますと、老人保険事業、漁業集落排水事業、営農飲雑用水事業、下水道事業及び介護認定審査会の5つの特別会計については、全員一致で認定であります。残ります国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療の3特別会計は賛成多数で認定されました。全体的に申しまして、会計上の問題点はありませんでしたが、将来も含めて、事業のあり方等意見、要望がありましたので、以下御報告いたします。まず国民健康保険事業でございます。国保税収納についての意見が出されました。収入未済額が2億2,000万円で、調定額の約4分の1にも達します。口蹄疫の影響が出ているのではないかとごさいます。また、不能欠損額が年々増加し、22年度は予算現額の3%強を占めるに至っているようです。いずれにいたしましても、国保税収納には全庁を挙げての取り組みも必要ではないかと思われます。また、保険事業費における予算額2,319万4,000円に対する不用額は866万9,000円で、執行率が62.6%に留まった原因は、口蹄疫発生による、特定健康審査等事業が実施回数が減少されたことと同時に、受診者減によるものであります。漁業集落排水事業の22年度決算の歳出は、約2,500万円で、21年度の25%となっております。漁集の規模自体が本年度の規模が本事業運営のベースになると思われます。続きまして、営農飲雑用水事業については、最大給水量が1日当たり274立米でございますが、取水量に対する割合は極めて少なく、余裕がございます。その余剰水の有効活用はできないかとの意見がありました。続きまして、介護保険特別会計の訪問給食サービス事業、この事業におきましては、社会福祉協議会に委託されて行っているわけでございますが、委託したらそれで終わりというのではなく、事業内容の検証を行い、その事業に事業効果のプラスアルファを追求することも意味があるのではないかとご意見も出されました。それから、老人保健事業は、御存じのように、事業自体は平成19年度で終了いたしております。それ以降は、残務整理でございまして、平成22年度は、326万3,000円を一般会計へ繰り出して差し引きゼロということで、22年度で事業が終了をいたしました。危機管理の法則の中に、大きな事故は小さな事故の積み重ねで起きるというのがあります。事務管理において、極わずかなミスが見受けられましたが、繰り返さないことが重要であります。特別会計においては、予算消化に縛りがあり、自由に運用できる予算はわずかですが、その中においても、一般会計と同様成果表を作ることが、事業ごとの目標管理につながると感じました。

続きまして、認定第3号「平成22年度川南町水道事業会計決算認定について」でございます。漏水問題は、水道事業の永遠の課題であります。漏水調査と修繕に要した費用は、平成22年度約2,175万3,000円で、対前年比約15%の増と、過去数年間増加傾向にあります。しかし、有収率は75%であり、逆にわずかでございますが、下降気味であります。その原因はいろいろ考えられますが、1つの要因に、修理をする一方で耐用年数を超えた老朽管の破損による漏水が発生、それを修理する、また別の老朽管よりの漏水の発生というふうな悪循環となっております。

平成21年度より漏水調査業務の中で、深夜最小流量測定データーを記録しています。漏水防止に好結果が出ることを期待しております。水道事業はライフラインの一翼を担う使命があり、町民が安心して利用できるよう、耐震の面も考慮に入れながら、漏水管、特に石綿管の布設替えを、漏水管修繕とバランスを取りながら実施していくことが望まれます。水道料金の収入未済額は、極わずかでございます。未納者に対する閉栓措置は、重大事故に繋がらないよう細心の注意を払うようとの意見もございました。以上、特別会計等・水道会計決算審査特別委員会に付託されました2案件についての報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論採決は各案件ごとに行います。

認定第1号「平成22年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 認定第1号「平成22年度川南町一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論を行います。

平成22年度川南町一般会計決算状況は、歳入78億8,394万781円、歳出76億5,561万7,180円、差し引き2億2,832万3,601円の黒字決算です。反対する第1点は、集中改革プランによる民営化の推進です。町民生活の中心的課題である町立保育所(十文字・東)、老人ホーム、学校給食調理業務など、自治体の使命としての運営責任を果たすべき事業を、民営化してきたことです。既に実施している学校給食の調理業務については、直営に戻すことを求めて来ましたが、昨年の8月からは3年契約となりました。第2点は、学校給食業務に係る予算削減についてです。学校給食調理業務委託料は、3,162万6,000円です。委託開始前の18年度は、1億円を超える予算でした。22年度の当初予算は、5,912万7,000円です。内容を見ますと、確かに町職員は2人、臨時も含まれております。その人件費は、諸手当など含めて652万911円、委託前の18年度は、正職員10人と業務補助を入れると、7,950万円でした。これが職員2人分と委託料3,162万円を合わせて、計3,814万円、確かに、4,136万円の人件費減になります。しかし、これを単純に川南町政の前進と評価して良いのでしょうか。まず、問題点の1つは、経験を積み、継承し、子供に責任を負う調理の人材を失い、その職員が得ていた収入と購買力を失わせたことです。2つには、企業委託費3,162万円ですが、その労働条件については、教育委員会は把握していないことです。派遣にしる、請負にしる、間接労働によって企業は3割から4割の利益を得るといわれ、本町の場合でも、労働者の雇い主がいかにか搾取しているか、示していません。社会問題化しているワーキングプアを、自治体が推進役を担っている姿だと思います。今、間接雇用や年収200万円以下の働く貧困層、ワーキングプアの解決が社会問題となっています。学校給食は児童、生徒の心身の健全な発達、国民の食生活の改善に寄与することを目的にした事業です。調理業務はその要であり、栄養士や調理師が、食に対する理念や方針のもとに経

験を積み、技能を継承し、豊かで安心な給食を提供する事業です。したがって、この事業は、行政が責任をもって行うべき事業です。3つには、偽装請負を続けて良いかということです。川南町と委託先の労働者の間に指揮命令がある場合、労働者派遣事業と判断され、請負とは見なされません。安心でおいしい給食を届けるために、町職員、栄養士、調理士が連携し、日常の指導や協議は欠かせないのが業務の特徴であり、必要なことです。しかし、まさにこの関係が偽装請負に当たるとされます。労働法制上でも、働く意欲の面でも、直接雇用にして処遇の改善こそ図ることではないでしょうか。教育長は、毎日毎日の給食の提供が続けられていることがその証だと言われました。委託先の会社名は替わったけれど、働いているのは同じ人なので安心だとも言われます。委託料は78万7,500円安くなっています。その分賃金が下げられたり、人員は減らされていないのでしょうか。さらに、今日の食や学校給食をめぐる問題は、その質自体が従前にも増して、社会的、複合的な構造をなすものとなっています。2009年4月から、学校給食法が、栄養改善から食の大切さ、栄養バランスなどを学ぶ、食育と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の生きた教材、教科書と位置づけられています。教育としての学校給食を、財政の効率化として民間委託することは間違っています。以上の理由で、22年度一般会計決算の認定について反対いたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論ありませんか。これで討論を終わります。

これから認定第1号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、認定第1号「平成22年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号「平成22年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 認定第2号「平成22年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」、反対の討論を行います。オバマ米大統領は9月19日、ホワイトハウスで演説し、富裕層、大企業優遇税制の見直しなどで、今後10年間で3兆ドル、230兆5,000億円規模の赤字削減を目指す方針を発表しました。同時に、富裕層増税のないまま、医療保険制度などの福祉施策を切り捨てる措置については、拒否権を発動すると述べました。オバマ氏は、演説で「貧困者や中間層の負担で予算均衡を図るわけにはいかない」と強調。「年収5万ドルの教員や建設労働者が5,000万ドルも稼ぐ富裕層より高い税率を支払うというようなことは、間違っている」と延べ、各種控除で税率が軽減されている富裕層・大企業に負担を求める姿勢を改めて鮮明にしました。ヨーロッパでは、フランス、イギリス、ドイツ、イタリアなど、さらに韓国もオバマ大統領の提案のように、富裕層、大企業に応分の負担を求める流れが加速しつつあります。日本では、高齢者福祉のために消費税を3%導入し、さらに5%に増税しました。野田民主党政権は、2年前の選挙で「4年間は消費税を上げない」と公約しました。それをほごにし、消費税を10%に引き上げること

を狙っています。デンマークでは富裕層増税を公約した中道左派が政権復帰を果たしました。アメリカやヨーロッパでは、富裕層、大企業増税の流れとなっています。国民健康保険法は、「社会保障及び国民保健の向上」を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が、国民の生活苦に追い討ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。川南町では、ここ数年、医療費が急激に伸びてきており、国民健康保険の需用費が増大しています。また、加入者が高齢化社会を背景に、減少傾向にあり、加入者1人にかかる保険税が増大しているのが現状です。川南町では、法律で定めた限度額一杯の国保税を徴収しています。国保税の税額の決め方には、各被保険者の年間の所得の額と固定資産の額に応じて国保税を決める応能割(所得割、資産割)と各世帯の一人一人の被保険者に一律に保険料をかける応益割(平等割、均等割)があります。この4つをすべて組み合わせて保険税を決めるのか、また4つの中からいくつかを組み合わせて保険税を決定するののかについては、各自治体で違いがあります。宮崎県内でも資産割を高鍋町、門川町、宮崎市は行っていません。この組み合わせによって算出された額を基礎課税額といいます。この基礎課税額は、政令で定める金額を超えることができないとされています。また、後期高齢者医療制度の導入によって、後期高齢者支援金の徴収が行われるようになり、その金額も応能、応益割合によって定められています。その額は基礎課税額と同じく、政令で定める金額を超えることができない、とされています。さらに、介護保険納付金の課税額についても、同様の定めがあります。この基礎課税額等の限度について、22年度は基礎課税額は50万円とすると定められ、後期高齢者支援金等課税額は13万円とするとされています。また、介護納付金課税額は10万円とするとされています。川南町では、この最高限度額73万円を22年度はとっています。地方税法では、限度額を超えることはできないということになっていますので、文字どおり限度額を超えて徴収することはできません。しかし、施行令では、「・・・とする」と規定されており、「・・・せねばならない」との規定になっていませんので、決められた限度額以下で徴収することができます。他の自治体で、基礎課税限度額、後期高齢者支援金等限度額、介護納付金課税額を限度額以下で徴収しているところもあり、今後検討する課題ではないでしょうか。国民健康保険税は、川南町でも毎年、滞納者や差し押さえなどが増える傾向です。年金生活者や失業者などが加入する国保は、国の手厚い援助があって成り立つ医療保険です。国保税が高く滞納者が増えれば、自治体の国保財政は悪化します。国はこれまで、医療給付費が国の基準を超える自治体や、国保税(税)の収納率が低い自治体に、国庫負担削減のペナルティを課してきました。また、国庫負担の一部である調整交付金の配分により、市町村国保にさまざまな政策誘導をおこなってきました。昨年(2021年)の法改正では、指定市町村へのペナルティは廃止され、市町村国保の医療費抑制は支援方針に基づいて都道府県が指導することになりました。収納率が低い自治体へのペナルティも、実施を行うかどうかの決定権を、県が握ることになります。国保税(税)を滞納した人への脅迫まがいの督促が各地で問題となっています。強権的取り立ての大もとにも、国の方針があります。厚生労働省は、自治体の担当者を集めた研修会で、預金、給

与の口座凍結や、家宅捜査による物品の押収とインターネットによる公売、介護サービスの停止など、強制的な取り立ての模範例を示しています。その中では、生活の足の車にタイヤロックをかけてしまう、倉庫に保管する必要もないし、簡単にできるという方法まで奨励しています。川南町ではそんなことはないと思いますが、保険証の取り上げは命と健康にかかわります。資格証の発行を中止し、保険税滞納世帯の生活実態調査を行い、実態を把握するよう強く求めます。自宅を訪問するなど、町民の立場に立った納税の相談にのる必要があると考えます。国保会計の収支残高は、基金に1億円積み立てた上で、1億9,360万5,000円の黒字です。基金残高は1億2,080万円です。低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない財政です。国保の国庫負担増を政府に求める市町村議会や首長の意見書は、昨年1年間だけでも150件を超え、その多くが1984年の改悪前の水準に戻すことを要求しています。全国知事会・全国市長会などの地方6団体も、昨年12月国庫負担の増額を求める連名の決議を採択しています。今回の東日本大震災によって、日本の社会制度や仕組みは、そのあり方を根本から問われています。とりわけ、人々の生活、生命、雇用は個人の責任や互助の助け合いによっては守ることができず、国、自治体が責任を持つ社会保障制度によって守るほかないことが改めて明らかになりました。市町村国保の国庫負担を計画的に1984年改悪前の水準に戻す改革を進め、所得に応じた保険料(税)に改めることで、滞納もなくし、持続可能な国保財政への道は開きます。社会保障、住民福祉として国保制度を再建するのか、それとも、負担増と徴収強化の路線を継続、拡大するのか、今、国保は大きな分岐点に直面しています。町民の声として高過ぎる、引き下げて欲しいとの声があります。町民の命を最優先させるためにも、国保税の値下げを実現するため、国への制度拡充や財政的な支援について、強く働きかけるよう要望して、反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、認定第2号「平成22年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号「平成22年度川南町水道事業会計決算認定について」討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号「平成22年度川南町水道事業会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第21 請願第2号 「川南町防災マップ改正に関する請願書」

について議題とします。本請願は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 総務常任委員会に付託されました、請願第2号「川南町防災マップ改正に関する請願書」について、その審議経過と結果を報告いたします。請願第2号は全員一致で採択であります。東日本大震災にかんがみ、市納地区の防災委員会では、地域的条件を考慮に入れながら防災対策を模索しております。市納地区の防災に配慮していただくようにとの請願であります。東日本大震災を契機に、地域の防災を考える動きが広まっております。川南町でも、昨年ハザードマップを作成し、今議会にも補正予算に災害対策費としての予算が計上されております。想定外の災害がいつ、どこで発生するか、予想出来ない今日、一部だけの取ってつけたような対策では万全とは言えません。今回の請願は時期を得た請願であり、これを機に早急に川南町の防災対策を真剣に考えることが求められます。自主防災組織、ハザードマップの見直し、防災マップの作成等を含めた川南町防災計画の作成を早急に着手されることを要望し報告いたします。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

請願第2号「川南町防災マップ改正に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、採択することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号「川南町防災マップ改正に関する請願書」については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22 発議第5号 「郵政改革法案の早期成立を求める意見書について」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(濱本 義則君) 発議第5号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書について」、その趣旨説明を行います。なお、お手元に配布してあります別紙意見書を朗読して、趣旨説明いたします。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社

化され、郵便外務員に貯金・保険の取扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われる恐れがある。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、先の通常国会と未だ成立しておらず、たなごらしの状態が続いている。

この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4千郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。

それを今後も維持し、更に地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう、強く要請する。

上記のとおり決議し、意見書を提出するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 9月22日

宮崎県川南町議会

以上のとおりであります。各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山下 壽君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第5号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第 23 「議員派遣の件について」

を議題とします。本件につきましては、川南町議会会議規則第 120 条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第 24 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」

を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成 23 年第 8 回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 1 時 58 分閉会
